

高尾住民自治協議会規約

第 1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと環境整備に取り組み、住みよい高尾地域を形成していくことを目的として、高尾区・NPO法人「岳への道」・地区内の各種団体等と行動を共にする。

(名称)

第2条 この会を高尾住民自治協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。
伊賀市高尾2450番地 高尾地区市民センター

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は高尾地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興・交流活動
- (6) 広報活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第 2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 高尾地域に居住する住民
- (2) 高尾地域に住所地を置く事業所
- (3) 高尾住民で活動する自治会、団体
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
会 計	1名
事務局長	1名
事務局次長	1名
監 事	2名

2 役員は総会において選出する。

(役員の仕事)

第8条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務処理をする。
- 5 事務局長は、協議会事務を総括する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 7 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び実行委員会とする。

2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は次の事項を決定する。

(1) 地域まちづくり計画

(2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長、事務局次長の会長任命同意

(3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること

(4) その他、重要事項に関すること

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、会長、副会長、各部会長、各団体長、各小場組長、会計事務局長、事務局次長、識見者等により構成する。

2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 会長は、運営委員会の議長となる。

5 会長は、必要あると認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に実行委員会を置く。

2 実行委員会に次の部会を置く。

(1) 教育文化部会

(2) 健康福祉部会

(3) 生活環境部会

(4) 産業交流部会

(5) 防犯防災部会

(6) 広報部会

3 部会員は、運営委員会の同意を得て、会長が全員の中から選任する。

4 部会には、部会長及び副部会長を置く。

5 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。

6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会間の調整)

第15条 部会間の調整は運営委員会が当たることとする。ただし部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

第4章 財務

(会計)

第16条 協議会の運営等に要する経費は、地域包括交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第17条 補助金、寄付金及びその他の収入を受け入れる時は運営委員会に諮る。

第5章 その他

(規約の変更)

第18条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第19条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成17年3月11日から施行する。

2 平成19年5月26日第1条、第14条2の一部を変更し同日から施行する。

3 平成23年5月29日第5条、第7条1、第10条1、第12条1、第13条、第14条、第15条、第16条1、第17条、第20条の一部を変更し同日から施行する。

4 平成26年5月24日第3条、第7条、第8条5、6、7、第12条5、第13条1の一部を変更し同日から施行する。

5 平成27年3月9日第12条1、2、第13条1の一部を変更し同日から施行する。